

インターハイが阿南市で開催されます



燃え上がれ我が闘志 四国の大地へ



令和4年度全国高等学校総合体育大会(インターハイ)が四国で開催され、阿南市では2競技が開催されます。

阿南市で開催される競技

競技	日程	内容	場所
ホッケー(男女) ※阿南市単独開催	7月30日(出)～8月3日(休)	1回戦～決勝、閉会式	阿南光高校
	7月30日(出)～8月1日(月)	1回戦～準々決勝	橘港中浦緑地
サッカー(男女) ※5市町合同開催	7月24日(日)～26日(火)、 28日(木)～29日(金) ※阿南市開催のみ記載	(男子) 1回戦、2回戦、準々決勝 (女子) 1回戦、準決勝	JA アグリあなん陸上競技場

※新型コロナウイルス感染症対策として、観客数等を制限する場合があります。

※ホッケー競技会場の阿南光高校内には駐車できません。車でお越しの際は、臨時駐車場(宝田小学校グラウンド)をご利用ください。

阿南市実行委員会事務局(スポーツ振興課内)
 問い合わせ ☎090-4341-9547(事務局直通)、☎22-3394(スポーツ振興課)
 ※サッカー競技に関することは徳島市実行委員会事務局(☎088-621-5448)にお問い合わせください。

スポーツ総合センターの ネーミングライツパートナーを募集!

本市では、令和3年7月に策定した阿南市行財政集中改革プランの重点取組項目として公民連携を掲げています。公民連携の視点から、民間資金を活用して、公共施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動および社会貢献の場を提供するため、スポーツ総合センターへ、愛称を付けることができる権利(ネーミングライツ)を付与される法人等(ネーミングライツパートナー)を募集します。



施設名 阿南市スポーツ総合センター(現愛称:サンアリーナ)
(七見町下川田100番地1)

施設の設置目的 幼児から高齢者まで幅広い世代の市民が生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動に親しむ場所として、また、市民の体力の向上と健康増進を図り、スポーツの振興および文化的な精神の高揚に寄与するため。

募集要項 6月27日(月)からスポーツ振興課窓口で配布、市ホームページに掲載します。

応募資格 ネーミングライツパートナーとして応募できる者は、法人または法人で構成される団体とします。詳細は、募集要項をご覧ください。

ネーミングライツの付与期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

ネーミングライツパートナーの決定および契約 ネーミングライツパートナーは、10月に決定し、契約の締結は、11月1日(火)を予定しています。

応募方法 7月1日(金)から8月1日(月)までに、所定の書類を下記まで提出してください。

問い合わせ スポーツ振興課 ☎22-3394 e-mail: taiiku@anan.i-tokushima.jp



第2弾 6月30日(木)申込開始

好きなキャッシュレス決済サービスで使える

**最大20,000円分の
マイナポイントがもらえます!**

キャンペーン1

カードの取得および2万円までのチャージまたはお買い物
最大5,000円分

キャンペーン2

健康保険証 利用申込 **7,500円分**

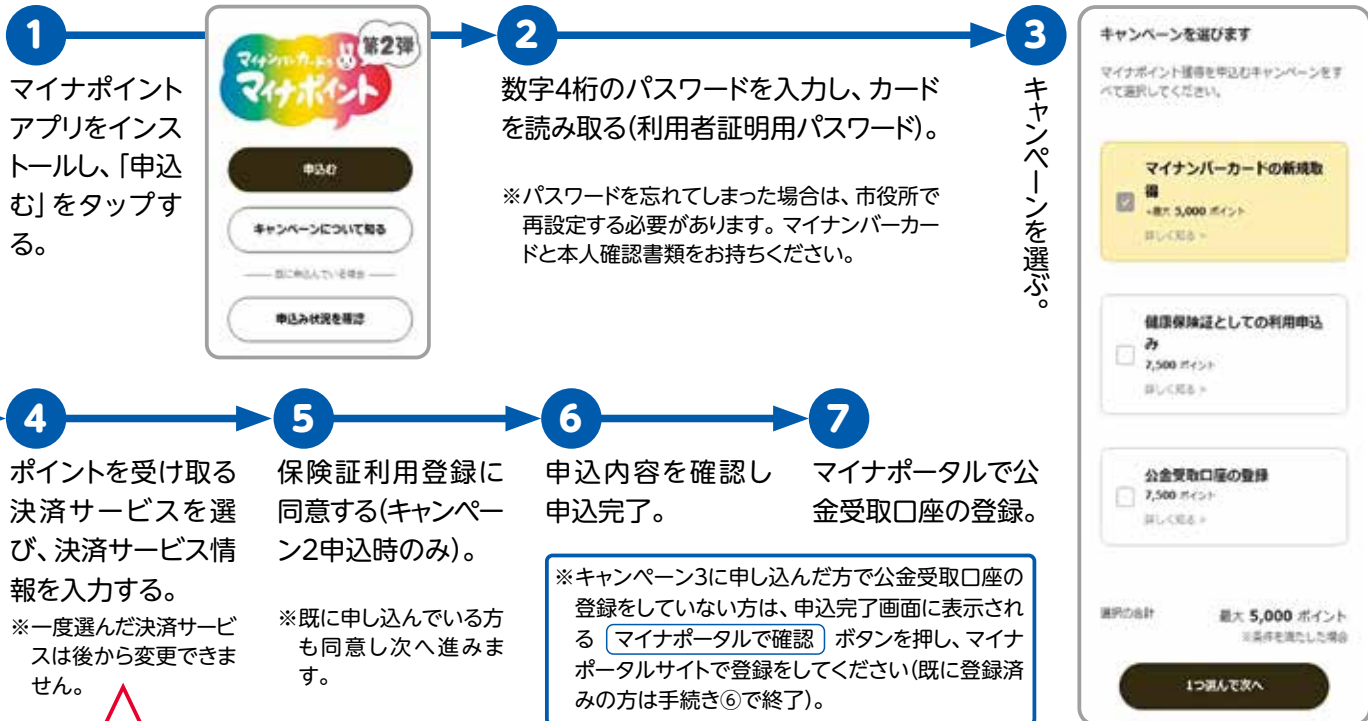
キャンペーン3

公金受取口座 登録 **7,500円分**

マイナンバーカードを9月30日(金)までに申し込みした人が対象です

マイナポイントの申込方法

手続きはスマートフォンかパソコンで行います。



キャンペーン1 × 徳島県版プレミアムポイント

下記のキャッシュレス決済サービスを選び、徳島県内の対象店舗でチャージまたはお買い物をすると、「徳島県版プレミアムポイント」として利用額の30%、**最大3,000円分のポイントが上乗せされます。**



※WAONの場合はマイナポイント申込後に店舗での手続きが必要です。※キャンペーンの詳細は、徳島県のホームページ等をご確認ください。



スマートフォンやパソコンがない場合も大丈夫です
市役所、郵便局、コンビニ(マルチコピー機・ATM)、携帯ショップなど、さまざまな場所でマイナポイントの申し込みができます。

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

市民生活課でできること

- ・マイナンバーカードの申請、受け取り
 - ・電子証明書の更新
 - ・パスワードの再設定
 - ・マイナポイントの申込支援 等
- ※市役所で手続きをする際は電話で予約をしてください。

ウクライナ人道危機 救援募金にご協力ください

受付期間 9月27日(火)まで

ウクライナ危機での人道支援のための救援募金箱の設置期間を延長します。

受付時間 8:30~17:15(土、日、祝日を除く)

設置場所 市役所1階
案内横

※集まった救援金は日本赤十字社徳島県支部へ送金します。



問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

おくりもの

阿南市へ

●金32,445円

IAYSP徳島 代表 松田晃弥様から
医療環境充実のため

●サッカーボール30個

阿南市サッカー協会 会長 伊藤次男様から
幼稚園および保育所へ子どもの健やかな体づくりのため

羽ノ浦さくら保育所、羽ノ浦小学校、
羽ノ浦中学校へ

●金15万円

春日野ボランティア会様から
保育所および学校の図書充実のため

以上、ご寄贈いただきありがとうございました。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

コロナ禍の影響を受けさまざまな困難に直面した世帯への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行います。

令和3年度分の非課税分または家計急変世帯に対する給付分を受けた世帯に再度支給されるものではありません。

令和3年度非課税世帯につきましては、すでに確認書を送付しています。未提出の場合は9月30日(金)までに提出ください。

I 世帯全員の令和4年度 住民税均等割が非課税の世帯

令和4年6月1日において世帯全員が令和4年度住民税均等割非課税である世帯

※住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯は除きます。

※令和4年6月2日以降に世帯分離しても別世帯としての対象にはなりません。

支給までの流れ

- ①対象と思われる世帯に確認書を送付
(7月上旬発送)
- ②確認書を返送
(本人確認書類および振込先口座確認書類を同封)※確認書は発送日から3カ月以内にご返送ください。
- ③受取口座への振り込み
(書類不備がなければ30日以内に振込予定)

II 家計急変世帯

コロナ禍の影響を受け、令和4年1月以降の収入が減少しIの世帯と同様の事情であると認められる世帯

支給までの流れ

- ①申請書の提出(申請期限9月30日(金))
(世帯全員の収入がわかる書類を添付)
※コロナ禍の影響を受けて収入が減少したことが分かる書類を添えて申請。世帯全員の年収見込額が住民税均等割非課税相当であることが要件。
※収入額の確認期間は令和4年1月~9月
- ②申請受付および支給要件の確認
市役所1階 生活福祉課にて受付
- ③支給決定通知の送付
- ④申請口座への振り込み
(決定通知到着後30日以内に振込予定)

問い合わせ 内閣府コールセンター ☎0120-526-145 または 臨時特別給付金対策室 ☎22-3401